

## 1. 国際機構からの脱退

国際機構からの脱退は、設立文書に定めがあればそれによる<sup>1</sup>。最近の例としては、米による UNESCO 脱退声明（[UNESCO 憲章](#) 2 条 6 項。[米による脱退声明](#)。[UNESCO 事務局長の反応](#)）<sup>2</sup> や Brexit（[EU 条約](#) 50 条。[EU 委員会 Brexit ページ](#)。[英 EU 異脱省](#)）<sup>3</sup> がある。

定めがない場合、設立文書は条約であるため、一般論としては[条約法に関するウインチ条約](#)<sup>4</sup> 56 条 1 項(b)の問題となるが、その規定もそれほど明確ではない。たとえば、ヨーロッパ連合（EU）の場合、2009 年に発効したリスボン条約により脱退規定（上記 EU 条約 50 条）が導入されたが、それまでは EU/EC から（当該国の脱退につき他の全ての構成国から同意が得られる場合を除き）脱退することができるかどうかははっきりしていなかった<sup>5</sup>。

国連憲章の場合、脱退規定はないが、国連憲章起草時に、加盟国の地位を扱う委員会が脱退の可能性を示す宣言を採択し<sup>6</sup>、それに特段の異論が示されなかつたことは確かである<sup>7</sup>。問題は脱退が認められるための要件であるが、はつきりしない。

1965 年に、インドネシアはマレーシアが安全保障理事会非常任理事国に選ばれたことを不満として国連からの脱退を事務総長に通告した（[S/6157](#)）<sup>8</sup>。事務総長は、上記の宣言に言及しつつ、インドネシアの地位について明確にしないままに、国連との全面的協力を再開することを期待する、との返書を送った（[S/6202](#)）。他の加盟国からはほとん

<sup>1</sup> その様々な例につき、黒神直純「[国際機構からの脱退に関する一考察](#)」岡山大学法学会雑誌 70 卷 3・4 号（2021 年）880 頁、878-866 頁。

<sup>2</sup> 米は 2020 年 7 月 6 日に [WHO からの脱退も表明](#) した。[WHO 憲章](#)には脱退規定がないが、米が WHO に加入する際に脱退あり得べしとの条件を他の WHO 加盟国に認めさせている。ただし、米議会は[脱退通告から 1 年後に脱退](#)との条件を付していたところ、政権交代後の 2021 年 1 月 20 日に[脱退通告を撤回](#)した。

<sup>3</sup> Brexit につき、中村民雄「[イギリスの EU 脱退（Brexit）の法的諸問題](#)」比較法学 50 卷 3 号（2017 年）1 頁、中村民雄「[英国の国家主権・国会主権・人民主権と EU](#)」早稲田法学 95 卷 2 号（2020 年）。

<sup>4</sup> この条約については、国際法（総論・領域）で詳細に学ぶ。

<sup>5</sup> 中西優美子『[EU 権限の法構造](#)』（信山社、2013 年）[第 12 章 欧州憲法条約およびリスボン条約における脱退条項]。

<sup>6</sup> [Documents of the United Nations Conference on International Organization](#), vol. 6, p. 249.

<sup>7</sup> 広部和也「[国際連合における脱退について\(1\)・\(2\)](#)」[国際通信に関する諸問題](#) 22 卷 9 号（1975 年）14 頁・10 号（1976 年）10 頁。

<sup>8</sup> スカルノ大統領は、外国資産の収用を大規模に行う（安藤仁介「[インドネシアにおけるオランダ系企業の国有化について](#)」田岡良一・田畠茂二郎（編）『[外国資産国有化と国際法](#)』（日本国際問題研究所、1964 年）97 頁）など、西側と対立する政策を行う傾向にあった。アフリカ諸国の独立・国連加盟前のこの時期、国連における西側諸国の影響力はまだ強かった。

ど反応がなかったが、イギリスは、インドネシアが示した理由は脱退を正当化しないと主張した ([S/6229](#))。他方、日本はインドネシアは脱退したものと考えていたようである ([A/PV. 1339](#) (1965), para. 75)。国連総会は、予算の分担率を決定する総会決議 2118(XX) を 1965 年に採択した際、インドネシアを除外した。しかし、スハルトがクーデターを起こしインドネシアの政策は大きく変わり、1966 年 9 月 19 日にはインドネシアが、上記事務総長の返書に言及しつつ、国連との全面的協力を「再開する(resume)」旨の連絡を事務総長に送付した ([S/7498](#))。これを受け、1966 年 9 月 28 日の国連総会において、議長 (Pazhwak (Afghanistan)) が次のように述べた ([A/PV. 1420](#))。

7. Members will recall that the telegram of 19 September 1966, which I read at the outset of my statement, refers to the decision of the Government of Indonesia “to resume full co-operation with the United Nations”. It would therefore appear that the Government of Indonesia considers that its recent absence from the Organization was based not upon a withdrawal from the United Nations but upon a cessation of co-operation. The action so far taken by the United Nations on this matter would not appear to preclude this view. If this is also the general view of the membership, the Secretary-General would give instructions for the necessary administrative actions to be taken for Indonesia to participate again in the proceedings of the Organization. [...]

8. Unless I hear any objection, I would assume that it is the will of the membership that Indonesia should resume full participation in the activities of the United Nations and that the Secretary-General may proceed in the manner I have outlined.

9. There being no objection, I invite the members of the delegation of Indonesia to take their seats in the General Assembly.

*The members of the delegation of Indonesia took their seats in the General Assembly.*

このような問題処理に対して、「1965 年 1 月 20 日から 1966 年 9 月 28 日までの間インドネシアは国連加盟国たる地位の絆を切断されており……インドネシアの復帰にあたって加盟の手続がとられなかつたことは国連憲章上正当化されえないものである」とする意見<sup>9</sup>がある。この意見に賛成するかどうか、考えてこよう。

類似の事例として、東側諸国による WHO からの脱退がある（注 1 のとおり、WHO 憲章に脱退規定はない）。ソ連圏 9 カ国（ウクライナ・ベラルーシ含む）は、1947 年から 48 年にかけて WHO に加盟したものの、1949-50 年に相次いで脱退を通告した。しかし、WHO 総会ではこれら諸国は脱退したものとは見なされず、「非活動的構成国（inactive members）」として扱われ、予算の分担も継続された。1955 年になり、これら諸国は WHO に「再加盟（rejoining）」すると伝達し、その後は通常の構成国として扱われている。「非活動的」であった期間中の分担金については、その一部のみを支払うべきとの決定が

<sup>9</sup> 中村道「インドネシアの国連脱退および復帰」中村道『国際機構法の研究』（東信堂、2009 年）119 頁、137-138 頁〔初出、1969 年〕。

WHO 総会でなされている<sup>10</sup>。

## 2. 国際機構の解散

国際機構の設立文書には、解散規定が置かれていることはあまりない。もっとも、世銀や IMF のような国際金融機構の設立文書には解散規定があるのが通例である (IBRD 協定 (Articles of Agreement) 5 条 5 項、IMF 協定 27 条 2 項)。ヨーロッパ連合 (EU) の先駆けとなったヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC)<sup>11</sup>は、設立条約 97 条に 50 年の期間存続することが明記されており、その規定通り、設立 (= 設立条約発効) から 50 年後の 2002 年 7 月 23 日に解散 (= 設立条約終了) した。そして、ECSC の財産は、ニース条約 (EU 条約・EC 設立条約 [現在の EU 運営条約の前身] を改正する条約、2001 年) 附属の議定書 (67 頁以降) により、ヨーロッパ共同体 (現・ヨーロッパ連合) に引き継がれることとされた。また、西欧同盟 (WEU)<sup>12</sup>は、設立条約 (改正ブリュッセル条約) 12 条の規定に基づき、2011 年に解散され、残務処理は EU に引き継がれた (WEU の決定・EU の決定。日経記事)。

解散に関する規定が設立文書に置かれていない場合、すべての構成国が解散に同意しないときに問題が生じ得る。

1946 年に WHO の設立文書たる WHO 憲章に署名された際、同憲章発効までの間の業務を担当する WHO 暫定委員会を設立する条約が締結された<sup>13</sup>。同委員会は、国際公衆衛生事務所 (OIHP。国際行政連合を学ぶ回で言及した) の任務と機能 (duties and functions) よりび資産と債務 (assets and liabilities) を WHO に引き継ぐことをその業務の一つとしていた (同条約 2 条(e))。OIHP 設立条約 (1907 年)<sup>14</sup>は、個々の条約当事国の同条約から

<sup>10</sup> この経緯につき、Paul Bertrand, « La situation des « membres inactifs » de l'O.M.S. », *Annuaire français de droit international*, t. 2 [1956], pp. 602-615; N. Feinberg, “Unilateral withdrawal from an international organization”, *British Year Book of International Law*, vol. 38 [1963], p. 189, pp. 204-208. なお、これら諸国としては、脱退が一旦成立し、その後新規加盟がなされたと理解されているようである。See Renata Szafarz, “Poland’s Multilateral Treaty Relations”, *Polish Yearbook of International Law*, vol. 15 [1986], p. 233, p. 236. British Year Book および Polish Yearbook につき、電子リソースへのアクセスについてを参照のこと。

<sup>11</sup> 詳しくは、島田悦子 『歐州石炭鉄鋼共同体——EU 統合の原点』 (日本経済評論社、2004 年)。

<sup>12</sup> 詳しくは、臼井実稻子「WEU からみる欧州安全保障」新防衛論集 27 卷 3 号 (1999 年) 57 頁。

<sup>13</sup> Arrangement concluded by the Governments Represented at the International Health Conference, United Nations Treaty Series, vol. 9, p. 33. WHO 設立過程全般につき、安田佳代 『国際政治の中の国際保健事業』 (ミネルヴァ書房、2014 年) [第 6 章 世界保健機関の設立と初期の活動]。

<sup>14</sup> Arrangement pour la creation, à Paris, d'un Office International d'Hygiène Publique, signé à Rome, le 9 décembre 1907, Nouveau recueil général de traités, 3<sup>e</sup> série, t. 2, p. 913.

の脱退については規定している（8 条）ものの、条約それ自体の終了（=OIHP の解散）についての明文規定を置いていない。そこで、WHO 暫定委員会設立条約と同時に、OIHP に関する議定書<sup>15</sup>が締結され、OIHP 設立条約の全当事国が同議定書の当事国となった時点で OIHP 設立条約は終了し、OIHP は解散されることが合意された（同議定書 3 条）。ところが、OIHP 設立条約当事国のうち、占領下にあるドイツ・日本、およびフランコ政権下のスペインは同議定書の当事国に直ちにはならなかつた（なれなかつた）。この場合、同議定書は、同議定書当事国は OIHP 設立条約から脱退することを定めていた。すなわち、OIHP は、ドイツ・日本・スペインが同条約から脱退して当事国が皆無になるまでは存続することになる。1948 年に WHO 憲章が発効し WHO が設立された後、OIHP 常設委員会と WHO 総会の双方で、OIHP の任務と機能および資産と債務とを WHO が引き継ぐ旨の決議がそれぞれ採択された<sup>16</sup>。1952 年 1 月までにはドイツ・日本・スペインも OIHP 設立条約から脱退した<sup>17</sup>。これを受け、1953 年に、WHO 総会および執行理事会（Executive Board）は OIHP 分担金未払い分については WHO が未払い国に請求することを決定した<sup>18</sup>。この事実関係からは、いつ OIHP が解散されたのか、必ずしも明確ではない。

国際連盟は 1946 年に解散された。国際連合の設立により国際連盟の解散は必至となつたが、どのような手続により解散するかは難問であった。①連盟加盟国がそれぞれ連盟から脱退する手続をとる、②連盟規約 26 条の改正手続により、連盟規約を終了させる旨の改正を行う、③連盟規約を終了させる別の条約を締結する、という選択肢が検討されたが、いずれも煩雑でありかつ時間がかかりすぎるとの理由で放棄され、④総会で解散決議を採択する、という方法が採用された。総会に加えて理事会でも解散決議を採択するということも考えられ得たが、連盟は 1940 年以降は実質的に活動を停止していたため、非常任理事国がいなくなつており<sup>19</sup>、解散決議を採択するだけのために非常任理事国を選任する必要はないと判断された。そもそも、総会も連盟に関するあらゆる事項につき権限を有していた（規約 3 条 3 項）ため、理事会抜き・総会のみで決定することに法的障害はないものと考えられた<sup>20</sup>。

<sup>15</sup> Protocol concerning the Office International d'Hygiène Publique, *United Nations Treaty Series*, vol. 9, p. 66.

<sup>16</sup> *Handbook of Resolutions and Decisions of the World Health Assembly and the Executive Board*, vol. I, 1948-1972, pp. 361-362 (WHA 3.98).

<sup>17</sup> *Ibid.*, p. 362 (EB9.R6).

<sup>18</sup> *Ibid.*, p. 363 (EB11.R38, WHA 6.32, EB12.R19)

<sup>19</sup> 連盟規約 4 条 1 項は非常任理事国の任期を明示していないが、運用において、当初は 4 年、その後 3 年とされていた。Louis Balmond, « Article 4 », in Robert Kolb, sous la direction de, *Commentaire sur le Pacte de la Société des Nations*, Bruxelles, Bruylants, 2015, p. 173, p. 185.

<sup>20</sup> この段落の記述は、Victor-Yves Ghebali, *Organisation internationale et guerre mondiale*, Bruxelles,

連盟解散決議は 1946 年 4 月 18 日に総会にて全会一致（ただし、総加盟国 45 カ国のうち 36 カ国のみ出席<sup>21</sup>）で採択された。以下は、解散決議の抜粋である<sup>22</sup>。

The Assembly of the League of Nations,

Considering that the Charter of the United Nations has created, for purposes of the same nature as those for which the League of Nations was established, an international organisation known as the United Nations to which all States may be admitted as Members on the conditions prescribed by the Charter and to which the great majority of the Members of the League already belong;

Desiring to promote, so far as lies in its power, the continuation, development and success of international co-operation in the new form adopted by the United Nations;

Considering that, since the new organisation has now commenced to exercise its functions, the League of Nations may be dissolved; and

Considering that, under Article 3, paragraph 3, of the Covenant, the Assembly may deal at its meetings with any matter within the sphere of action of the League:

Adopts the following resolution:

*Dissolution of the League of Nations.*

I. (1) With effect from the day following the close of the present session of the Assembly, the League of Nations shall cease to exist except for the sole purpose of the liquidation of its affairs as provided in the present resolution.

(2) The liquidation shall be effected as rapidly as possible and the date of its completion shall be notified to all the Members by the Board of Liquidation provided for in paragraph 2.

5. The Assembly approves and directs that effect shall be given in the manner set out in the Report of the Finance Committee to the "Common Plan for the Transfer of League of Nations Assets",<sup>1</sup> which was drawn up jointly by a United Nations Committee and the Supervisory Commission, acting respectively on behalf of the United Nations and the League of Nations, and was approved by the General Assembly of the United Nations on February 12th, 1946.

<sup>1</sup> See pages 273 and 274.

そして、パラ 5 にあるように、国連総会は、国際連盟の資産や一部の権限を引き継ぐことを 1946 年の総会決議 24(I)で決定している。

この先例などから、国際機構の解散には、全構成国の個別の同意は不要であり（連盟解散決議は連盟総会により出席国全会一致で採択されたが、加盟国 45 のうち出席したのは 36 のみ）、当該国際機構の中で最も代表性の高い機関が解散を決定すれば解散が法的に成立する、と言つていいだうか<sup>23</sup>。

Braylant, 2013, pp. 634-638 による。

<sup>21</sup> 出席国リストは *League of Nations Official Journal, Special Supplement*, No. 194, pp. 11-16.

<sup>22</sup> 全文は、*League of Nations Official Journal, Special Supplement*, No. 194, pp. 281-284.

<sup>23</sup> 肯定説として、Henry G. Schermers & Niels M. Blokker, *International Institutional Law*, 6th revised ed., Leiden, Brill, 2018, pp. 1103-1105. ただし、そこに引用された事例はいずれも全加盟国が参加する機関において出席国全会一致で解散が決定され、欠席国がそれに反対しなかったものである。否定説として、Alexandre-Charles Kiss, «*Quelques aspects de la substitution d'une organization internationale à une autre*», *Annuaire français de droit international*, t. 7 [1961], p. 463, pp. 469-471.

解散されないままに活動を休止してしまい、事実上消滅に等しい状況に陥る場合もある。[朝鮮半島エネルギー開発機構\(KEDO\)（外務省サイト）](#)は、北朝鮮による KEDO の目的に反する行為により、2006 年に活動をほぼ全面的に停止し、活動停止に伴う債務の処理のためだけに存続するとされた。もっとも、解散されたという発表は現時点に至るまでなく、10 年以上の間ほとんど何もせずに法的には存在し続けているようである。

国際機構が解散する場合、その債務承継が問題となり得る。1975 年に、アラブ首長国連邦・サウジアラビア・カタール・エジプトは、軍事産業育成のためにアラブ工業化機構([AOI: Arab Organization for Industrialization](#))を設立した。そして、AOI は Westland Helicopters（イングランド法人）と契約(Shareholders Agreement)を締結し、Arab British Helicopter Co.(ABH)を設立した (AOI が 70%、Westland が 30%出資)。1979 年のキャンプデイヴィッド合意後、エジプト以外の 3 カ国は AOI の解散を宣言した。それにより Arab British Helicopter は機能しなくなり、Westland は上記契約の紛争処理条項に基づき、AOI・ABH・AOI 構成国を相手取り[国際商事会議所 \(ICC\)](#)に仲裁<sup>24</sup>を申し立てた。

本件契約の当事者は Westland と AOI であるため、エジプトら構成国（なお、エジプト以外の 3 国は出廷せず）を被申立人とすることができるかどうかが問題となった。仲裁廷は、国内法において、法人が独自の法人格を有するとしてもその構成員も責任を負うことがある（例、合名会社）こと、および、AOI 設立条約に構成国の責任を排除する明文規定はないことを指摘し<sup>25</sup>、次のように述べた<sup>26</sup>。

En l'absence de toute règle de droit positif applicable, que faut-il conclure du silence des actes constitutifs de AOI quant à la responsabilité des 4 Etats ? A défaut d'une disposition excluant explicitement ou implicitement la responsabilité des 4 Etats, cette responsabilité subsiste. Car, en règle générale ceux qui s'engagent dans des transactions à portée économique sont censés répondre des obligations qui en résultent. Faute par les 4 Etats d'avoir exclusivement leur responsabilité, les tiers qui ont contracté avec AOI pouvaient légitimement compter sur leur mise en jeu de celle-ci.

Cette règle découle des principes généraux de droit et de la bonne foi. Il se voit corroboré si l'on associe la situation donnée en l'espèce à celle qui existait au siècle

---

<sup>24</sup> ICC 仲裁につき、早川吉尚「第 1 章 概観」谷口良平・鈴木五十三（編）[『国際商事仲裁の法と実務』](#)（丸善雄松堂、2016 年）45 頁、66 頁。ここで ICC は International Chamber of Commerce であり、International Criminal Court でないことに注意。

<sup>25</sup> Westland Helicopters Limited c/ Arab Organization for Industrialization, United Arab Emirates, Kingdom of Saudi Arabia, State of Qatar, Arab Republic of Egypt and Arab British Helicopter Company, CCI Affaire n° 3879, sentence préjudicelle du 25 mars 1984, [Journal du droit international](#), 1986, p. 232, p. 239. 仲裁判断の英訳は、[International Legal Materials](#), vol. 23, 1984, p. 1071.

<sup>26</sup> *Sentence préjudicelle*, supra note 25, pp. 239-240.

dernier, où se formaient des entités commerciales sans base légale claire (qu'elles soient ou non considérées comme munies de personnalité). En règle générale les fondateurs ou les membres de telles entités étaient tenus responsables sauf s'ils avaient exclu la responsabilité d'une manière qui ne pouvait échapper aux tiers, ce qui était, par exemple, le cas pour la formation d'une société par actions dont la structure généralement connue excluait la responsabilité des actionnaires. En l'occurrence le *Basic Statute* en dépit de la fixation d'un capital ne donne pas à AOI le caractère d'une société de capitaux, voire d'une société anonyme. AOI ressemblerait plutôt à une société en nom collectif du droit français, suisse ou allemand ou à une « *partnership* » du droit d'Angleterre ou des Etats-Unis.

#### 【仮訳】

適用可能な実定法規則が一切存在しない場合、4 国の責任について AOI 設立文書に何ら規定がないことはどのような帰結をもたらすか。これら 4 国の責任を明示的あるいは默示的に排除する規定が存在しない限り、4 国の責任は存続する。というのは、一般論として、経済的取引に関与する者は、その取引から生じる義務を果たさねばならないからである。これら 4 国は自らの責任を正式に排除することをしていないので、AOI と契約関係に入る第三者はその契約の実施についてこれら 4 国に頼ることができるとするには正当である。

この規則は、法的一般原則および信義則に由来する。また、本件の状況を、明確な法律上の根拠を持たない商業上の実体（それが法人格を有するかどうかにかかわらず）が形成され始めた 19 世紀の状況と比較してみると、その規則が適切であることがさらに良く理解できる。一般に、これら実体の創設者あるいは構成員は、それらの者が責任を負わないことが第三者にも明確に理解できる場合を除き——たとえば、株式会社はその通常の構造上株主の責任を排除している——、責任を負う。本件では、AOI 設立文書は、出資について定めているものの、資本会社まして無名会社（株式会社）の性質を付与するものではない。AOI は、むしろフランス法・スイス法・ドイツ法における合名会社や英米法におけるパートナーシップに類似している。

エジプトは、この判断を不服とし、仲裁判断の取消を求めてジュネーヴ裁判所（第一審）に提訴し<sup>27</sup>、同裁判所は仲裁廷の管轄権を否定して仲裁判断のエジプトに関する部分のみ取り消した（1987 年 10 月 23 日判決）。Westland は上訴し、スイス連邦裁判所（スイス最高裁）は次のように述べてジュネーヴ裁判所の判決を維持した（1988 年 7 月 19 日判決）<sup>28</sup>。

<sup>27</sup> 本件契約の準拠法はスイス法である。仲裁地もスイスであったと思われる。国際商事仲裁の取消手続については、森下哲朗「第 8 章 仲裁判断の取消」谷口・鈴木（編）・前掲注 24。

<sup>28</sup> ジュネーヴ裁判所・スイス連邦裁判所の判決は、*ASA Bulletin*, 1989, No 1, p. 63. 両判決の英訳は、*International Law Reports*, vol. 80, p. 622. エジプト以外の国はジュネーヴ裁判所に提訴していないため、同裁判所はエジプト以外の国について判断していない。この二つの判決の詳細は、Christian Dominicé, « Le Tribunal fédéral face à la personnalité juridique d'un organisme international », Christian Dominicé, *L'ordre juridique international entre tradition et innovation*, Paris,

Encore faut-il examiner si l'AOI ou les personnes qui ont signé la clause compromissoire pour elle agissaient en qualité d'organes ou de délégués engageant les Etats fondateurs de l'organisation.

[...]

[O]n peut admettre que l'AOI, signataire de ce contrat, est une entité juridique, un organisme relevant du droit international public. [...] [P]our déterminer le statut et la structure juridique de cet organisme il y a lieu de se référer aux dispositions de l'acte, soit du traité qui est à la base de sa création.

Le traité de base, conclu par les quatre Etats fondateurs, est la convention de fondation de l'AOI du 29 avril 1975. Elle prévoit la création de l'organisme, qui [...] aura la personnalité juridique, jouira d'une autonomie administrative et financière totale [...].

[...]

La personnalité dont a été dotée l'AOI, ainsi que l'autonomie qui lui a été conférée sur le plan juridique, financier et procédural, comprenant même une disposition spécifique qui lui conférait la possibilité de conclure des clauses compromissoires ou de compromis [...], sont les signes évidents et non équivoques de la totale indépendance juridique de l'organisme par rapport aux Etats fondateurs. Cette autonomie exclut que les contrats qu'il passe avec des tiers, et plus particulièrement les clauses compromissoires auxquelles il souscrit puissent être qualifiés d'actes accomplis par un délégué ou un organe engageant les Etats fondateurs.

[...]

[E]n laissant l'AOI conclure seule le « Shareholders Agreement » avec WHO, les Etats fondateurs, qui ont en outre conféré expressément à l'AOI le pouvoir d'ester en justice et de fixer avec ses partenaires contractuels la manière de trancher les conflits, ont manifesté qu'ils ne voulaient pas se soumettre à la convention d'arbitrage.

【仮訳】AOI あるいは AOI のために仲裁条項に署名したものが当該機構の設立諸国の機関もしくは代理人として当該設立諸国を拘束する資格を持って行動していたかどうかを明らかにする必要がある。

[...]

本契約の署名者たる AOI は、法人であり国際法に基づく機構である。 [...] この機構の法的地位および構造を確かめるため、(設立) 文書すなわち設立の根拠となる条約の諸規定を検討するのが適切である。

設立条約は、四か国によって締結された 1975 年 4 月 29 日の AOI 設立条約である。同条約は、法人格を有し、行政的・財政的に全面的自律性を有する [...] 機構を設立するものである。[...]

[...]

AOI が有する法人格、および、AOI に与えられた法的・財政的・手続的自律性——それは

仲裁合意を締結することを認める具体的条項をも含む—— [...] は、設立諸国との関係において機構が法的に完全に独立していることの明白疑いなき表徴である。この独立性を考慮すると、AOI が第三者と締結する契約、まして AOI がなす仲裁合意が、設立諸国を拘束する代理人または機関によってなされた行為であると性質づけることはできない。

仲裁判断とスイス連邦裁判所判決とのいずれが適切か。あるいは第三の解決策があるか<sup>29</sup>。

以上

---

<sup>29</sup> このほか、国際すず理事会（International Tin Council）の「破産」の例があるが、本部のあつたイングランドにおいて国内法上の問題として手続が進められ、最終的には加盟国が一定額を拠出することにより債権者と和解が成立したため、この件の処理が国際法上どう評価されるかについては曖昧なままとなってしまった。参照、千葉泰雄『国際商品協定と一次産品問題』（有信堂、1987 年）89-95 頁、小寺彰「国際すず理事会事件」総合研究開発機構編『経済のグローバル化と法』（三省堂、1994 年）331 頁。